

公告文

下記の業務委託について、一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

令和6年3月22日

長崎港クルーズ客船受入委員会
会長 鈴木 史朗

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------|---|
| (1)件名 | クルーズ客船対応業務委託 |
| (2)履行場所 | 指定場所 |
| (3)概要 | クルーズ客船の受入・接遇を行うために必要な事務及びクルーズ客船入港時の観光インフォメーションを実施するために必要な業務を委託する。 |
| (4)履行期間 | 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで |
| (5)支払条件 | 前金払 無 |
| (6)予定価格 | 非公表 |
| (7)契約保証金 | 免除 |
| (8)最低制限価格 | 無 |

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 長崎市物品等競争入札有資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 長崎市の指名停止措置の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (6) 本入札に参加しようとする者のうちに、その者の代表者（入札及び契約の締結権限を有する受任者を含む。以下同じ。）と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。
- (7) 本業務の履行能力がある者であること。

3 契約条項を示す場所

契約書（約款等）については、長崎港クルーズ客船受入委員会（長崎市観光交流推進室内（長崎市魚の町4番1号 14階））において閲覧することができる。

4 開札の日時及び場所

令和 5 年 3 月 28 日 (木) 9 時 30 分

長崎港クルーズ客船受入委員会 (長崎市魚の町 4 番 1 号 14 階 長崎市観光交流推進室内)

5 入札保証金

免除する。

6 仕様書等及び質疑応答

(1) 仕様書等は、長崎市公式観光サイト「travel nagasaki」からダウンロードして取得すること。なお、ダウンロードが困難な場合は長崎港クルーズ客船受入委員会 (長崎市観光交流推進室内) の窓口で配布する。この場合は、事前に観光交流推進室へ電話連絡すること。

(2) 仕様書等の質疑応答

本業務に係る仕様書等の質疑は、所定の質問書で行うものとし、電子メールで受け付ける。

送付先メールアドレス nagasakiport-wc@fork.ocn.ne.jp

ア 提出期限 令和 6 年 3 月 25 日(月)17:00 までに上記メールアドレスにメール送信することとする。

イ 回答期限 令和 5 年 3 月 26 日(火)までにメールで回答したうえで、同日までに質問回答書を読覧に供する。

ウ 読覧期間 回答した日から入札書提出期限まで(土曜日、日曜日を除く。)

エ 読覧場所 長崎港クルーズ客船受入委員会 (長崎市魚の町 4 番 1 号 14 階 長崎市観光交流推進室内)

7 入札の方法

(1) 郵送 (差出人が配達記録の確認ができる方法) 及び直接持込すること。

(2) 入札書及び内訳書の提出期限は、令和 5 年 3 月 26 日(火) 消印のものまで有効とし、令和 5 年 3 月 27 日(水) 17 時 00 分に長崎港クルーズ客船受入委員会 (長崎市魚の町 4 番 1 号 14 階) 長崎市観光交流推進室内) に届いているものとする。

(3) 入札書及び内訳書は開封できないように封緘を行い、入札業者名を明記すること。

(4) 入札に係る費用は入札参加者負担とする。

8 入札書提出後の入札辞退

開札の直前までは入札の辞退を認めることとし、入札者はその旨を書面にて郵便又は持参の方法により届け出なければならない。

9 開札立会人

本入札に参加した者又は本入札に参加した者から開札の立会いに関する委任を受けた代理人は当該開札に立会うことができる。

10 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、当該入札者は再度入札の参加を認めない。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者 (入札後、当該資格を有しなくなった者を含む) のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

(2) 本入札書又は提出資料において虚偽の記載をした者の入札

(3) 入札者が同一事項について 2 通以上の入札をしたとき。

- (4) 2人以上の者が入札を代理したとき。
- (5) 入札者が他の入札者の代理をしたとき。
- (6) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (7) 入札に際し、不正の行為があつたと認められるとき。
- (8) 入札書に記名押印のないとき。その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) 入札金額が確認できない入札
- (11) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤の入札と認めた入札
- (12) 再度入札する場合、前回の最低価格以上の価格での入札及び初回入札に参加しなかった者のした入札

1 1 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、本業務の予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじの方式により落札者を決定する。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

1 2 異議の申立て

入札をした者は、入札後、仕様書その他契約事項等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 3 問い合わせ先

長崎港クルーズ客船受入委員会 担当：森、西川
電話番号 095-895-8639